

義務です



火災警報器の設置が義務化されたんですよ

- ・平成19年2月頃から
- ・九州地方で



見守り
新鮮情報

第15号

被害内容

訪問した業者が「**警報器の検査に来た**」

というので家に上げたところ、

「火災警報器の設置が法律で**義務化**された、

どうせ設置するなら防犯などにも使える

緊急通報システム装置のほうがよい」と勧められ、

35万円もの契約をしてしまった。クーリング・オフ

期間内に電話で**解約を申し出た**ところ、

クーリング・オフしないように**説得されてしまった**。



「火災警報器の設置義務がある」
といわれ、警報器にもなる
「緊急通報システム装置」
を契約させられた

ひとこと助言



見守るくん

クーリングオフはハガキでね!

- 消防法が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことから「検査に来た」、「設置しないと罰則規定がある」などの口実で家の中に入りこみ、住宅用火災警報器を売りつける被害が増えています。設置については、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は各市町村の条例によって異なりますので、地元の消防署にお問合せください。
- クーリング・オフは、証拠が残るハガキで申し出をしましょう。詳しい手続きは、(社)全国消費生活相談員協会ホームページをご覧ください。こちら ▶ <http://www.zenso.or.jp/>